

令和8年(2026年)1月31日	
所属	生活衛生課
所属長	松田 陽子
電話	06-4869-3018

食中毒事件の発生について

(概要)

令和8年(2026年)1月30日(金)午前9時30分頃、西宮市保健所から「管内福祉施設の利用者のうち、尼崎市内の弁当製造施設から配達された弁当を喫食した複数名が下痢、嘔吐及び発熱等の症状を呈している。」との一報が尼崎市保健所にあった。また同日午前9時40分頃、同弁当施設を利用している市内医療機関からも同様の連絡があった。

尼崎市保健所で調査を行ったところ、1月26日から1月28日までに市内の弁当製造施設が製造した弁当を喫食した複数グループの喫食者において、複数人が下痢、腹痛及び発熱等の症状を呈していることが判明した。

これら有症者に共通する食事は、当該施設が製造した弁当以外に無いこと、有症者の発症状況が類似していること、他に感染症を疑う事象がないこと、調理従事者に有症者と同様の症状を呈する体調不良者がいたこと、さらに、有症者を診察した医師から食中毒の届出があったことから、当該施設が製造した弁当を原因とする食中毒と断定し、本日、施設に対して営業禁止処分を行った。

- 1 発生年月日(初発) 令和8年(2026年)1月28日(水)午前0時
- 2 摂食者数 調査中
- 3 有症者数 32人(1月31日午前10時時点)
- 4 死亡者 0人(1月31日午前10時時点)
- 5 主な症状 下痢、嘔吐及び発熱等
- 6 原因食品 1月26日(月)から1月28日(水)までに原因施設が製造した弁当
- 7 原因施設 <施設所在地> 尼崎市内
<施設名> ●●●●●●
<業種> 飲食店営業
<営業者> ●● ●●
- 8 病因物質 調査中
- 9 潜伏時間 調査中
- 10 処分内容 営業禁止処分(1月31日から)

以上